

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について

第 1 改正の内容

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備（定数を 45 人から 51 人に改める等）を行うものである。

第 2 施行期日

次の一般選挙から施行する。

## 議提議案第一号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成三十年二月二十六日

提出者

野 村 保 夫  
吉 川 新 一  
中 村 進 一  
山 本 敦 和  
西 場 信 行

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙

区の項中「一人」を「二人」に改め、同表鳥羽市・志摩市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市選挙区  
鳥羽市  
一人

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表いなべ市・員弁郡選挙区の項の次に次のように加える。

志摩市選挙区  
志摩市  
二人

第二条の表多気郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「一  
人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、次的一般選挙から施行する。

提案理由

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

資料2

2月28日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査結果報告書の提出について
- ・議提議案の配付について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

日程第2 議案第1号〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件

散 会

---

代表者会議

## 3月2日の議事予定

開 議

諸報告

- ・例月出納検査報告書の配付について

日程第1

県政に対する質問 [一般質問]

散 会

## 3月5日の議事予定

### 開 議

### 諸報告

- ・議案等の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・財政的援助団体等の監査結果の配付について

日程第1 議提議案第1号 [提案説明]

日程第2 議案第81号から議案第118号まで [提案説明]

### 休会の件

### 散 会

---

議案聴取会

議会運営委員会

予算決算常任委員会理事会

議員勉強会

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会